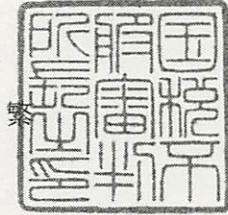


裁 決 書

関裁(所)令5第3号

令和5年9月19日

国税不服審判所長 伊藤 繁



審査請求人

住 所

氏 名

原処分庁

原 処 分

令和4年7月7日付でされた令和元年分、令和2年分及び令和3年分の所得税及び復興特別所得税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

理 由

1 事実

(1) 事案の概要

本件は、会社役員である審査請求人（以下「請求人」という。）が、建築用足場資材、クラシックカー及びLED照明管を賃貸する各業務から生じた所得が事業所得に該当するとして所得税等の確定申告等をしたところ、原処分庁が、当該各業務

から生じた所得はいずれも雑所得に該当するから、その所得の金額の計算上生じた損失の金額は他の所得の金額から控除することはできないとして、更正処分等をしたのに対し、請求人が、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令

イ 所得税法第27条《事業所得》第1項は、事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう旨規定し、同条第2項は、事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする旨規定している。

そして、所得税法施行令第63条《事業の範囲》は、上記の政令で定める事業とは、同条各号に掲げる事業とする旨規定した上で、同条第12号に「前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行なう事業」と規定している。

ロ 所得税法第35条《雑所得》第1項は、雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう旨規定している。

ハ 所得税法第69条《損益通算》第1項は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する旨規定している。

ニ 国税通則法（以下「通則法」という。）第65条《過少申告加算税》第1項は、期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定し、また、同条第2項は、同条第1項に規定する納付すべき税額がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨規定している。

ホ 通則法第65条第4項柱書及び同項第1号は、同条第1項又は第2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその修正申告又は更正前の税

A 請求人は、令和元年6月21日付で、XXXXXXXXXX（以下「LS社」という。）との間で、同社から物品価格50,000,000円及びこれに係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額4,000,000円の合計金額54,000,000円（以下、消費税等を含む金額を「税込金額」といい、消費税等を含まない金額を「税抜金額」という。）の建築用足場資材一式（以下「本件足場一式」という。）を購入する旨の売買契約（以下「本件足場売買契約」といい、本件足場売買契約に係る契約書を「本件足場売買契約書」という。）を締結した。

また、請求人は、令和元年6月21日付で、XXXXXXXXXX（以下「XXXXXXXXXX」という。）との間で、引渡日を同年7月1日、賃貸借期間を同日から5年間として、XXXXXXXXXXに本件足場一式を賃貸する旨の賃貸借契約（以下「本件足場賃貸借契約」といい、本件足場賃貸借契約に係る契約書を「本件足場賃貸借契約書」という。）を締結した。

B 本件足場売買契約書において、請求人は、令和元年6月28日を支払期限として本件足場一式の税込金額に事務手数料を加算した金額をLS社に支払い、その支払完了時に本件足場一式の所有権がLS社から請求人に移転する旨、及び、本件足場一式は請求人の指定場所に納品する旨定められており、本件足場一式は、XXXXXXXXXXの所在地に納品された。

C 本件足場賃貸借契約書の内容は、要旨次のとおりであった。

(A) 賃貸借期間は引渡日から5年間とし、賃貸料は月額XXXXXXXXXX（税込金額）とする。

(B) XXXXXXXXXXは、賃貸借期間中、置場を保有し、善良な管理者の注意義務をもって本件足場一式を管理しなければならないが、XXXXXXXXXXが第三者に転貸する場合においても、転借人に対してそのようにさせる義務を負う。

(C) XXXXXXXXXXは、本件足場一式の管理上、若しくは使用に起因する一切の人的又は物的損害の責任を負うものとし、管理及び使用に関して、請求人は一切の責任を負わない。

(D) XXXXXXXXXXは、本件足場一式をどのように運用しているかについて、請求人に情報を開示しなければならない。

(E) XXXXXXXXXXは、本件足場一式について破損、汚損、滅失、盗難等が起きた場

合は速やかに請求人に報告しなければならず、請求人は、から当該報告を受けた場合で、本件足場一式が本来の使用が不可能な場合は、の責めに帰すべき場合を除き、請求人の費用負担によって本件足場一式の補修、補填をするが、本件足場一式の破損、汚損、滅失、盗難等がの責めに帰する場合は全ての負担とする。

(F) 請求人が本件足場賃貸借契約期間中において自らの都合により本件足場賃貸借契約を中途解約する場合、請求人は、中途解約日において本件足場一式全ての所有権をに譲渡するとともに、以降の賃貸料の受領権を放棄しなければならない。

(G) 本件足場賃貸借契約期間中の地震その他天変地異による物件の破損についての損害は、全ての負担とする。

(ロ) 本件車両賃貸業務について

A 請求人は、令和2年3月26日付で、LS社との間で、同社から別表1の順号車両1を19,250,000円（税込金額）で、同表順号車両2を39,462,500円（税込金額）でそれぞれ購入する旨の各売買契約を締結するとともに、同日付で、（以下「SC社」という。）との間で、引渡日を同年4月1日、賃貸借期間を同日から3年間として、SC社に当該各車両を賃貸する旨の各賃貸借契約をそれぞれ締結した。

B 請求人は、令和3年2月20日付で、LS社との間で、同社から別表1の順号車両3（以下、別表1の順号車両1から順号車両3までの各車両を併せて「本件各車両」という。）を30,006,977円（税込金額）で購入する旨の売買契約（以下、上記Aの各売買契約と併せて「本件車両売買各契約」といい、本件車両売買各契約に係る契約書を「本件車両売買各契約書」という。）を締結するとともに、同日付で、SC社との間で、引渡日を同年3月1日、賃貸借期間を同日から3年間として、SC社に当該車両を賃貸する旨の賃貸借契約（以下、上記Aの各賃貸借契約と併せて「本件車両賃貸借各契約」といい、本件車両賃貸借各契約に係る契約書を「本件車両賃貸借各契約書」という。）を締結した。

C 本件車両売買各契約書において、請求人は、別表1の順号車両1及び同2の各車両については令和2年3月31日を、同3の車両については令和3年2

月26日を各支払期限として本件各車両の税込金額に事務手数料を加算した金額をLS社に支払い、その支払完了時に本件各車両の所有権がLS社から請求人に移転する旨、及び、本件各車両は請求人の指定場所に納品する旨定められており、本件各車両は、いずれもSC社の所在地に納品された。

- D 本件車両賃貸借各契約書の内容は、いずれも要旨次のとおりであった。
- (A) 賃貸借期間は引渡日から3年間とし、月額賃貸料は別表2の「月額賃貸料(税込金額)」欄のとおりとする。
 - (B) 賃貸借期間については、両者の書面による合意により、その期間を延長することができる。なお、延長した場合における月額賃貸料は、当初の月額賃貸料の5%相当額(税抜金額)とする。
 - (C) SC社は、自社の自動車関連事業における使用を目的として本件各車両を賃借する。
 - (D) 請求人は、SC社に対し本件各車両の走行性能等については保証しない。
 - (E) 本件各車両の修理に関する費用は請求人が負担する。
 - (F) SC社は、本件各車両の改造・補修等(修理を含まない。)をSC社自らの判断と費用負担により実施できる。
 - (G) SC社は、賃貸借期間中、置場を保有し、善良な管理者の注意義務をもって本件各車両を管理しなければならない。
 - (H) 本件各車両の取扱い、搬入、搬出及び収納は、SC社の本店で行うこととし、これによって生じた損害について、SC社は一切その責任を負わない。
 - (I) 請求人が自らの都合により本件車両賃貸借各契約を中途解約する場合、請求人は、中途解約日において本件各車両全ての所有権をSC社に無償にて譲渡するとともに、以降の賃貸料の受領権を放棄しなければならない。
 - (J) SC社は、本件車両賃貸借各契約に基づく賃貸借が終了し、本件各車両を請求人に返却する場合、その時点での有姿の状態に返却できるものとし、賃貸借開始時の状態に復する義務を負わない。
 - (K) 本件各車両の破損、汚損、滅失、盗難等がSC社の責めに帰する場合、全てSC社の負担とする。
 - (L) 契約期間中の地震、水害その他天変地異による本件各車両の破損につい

ての損害は、全てS C社の負担とする。

(ハ) 本件L E D賃貸業務について

A 請求人は、屋号である [] 名義にて、令和2年11月25日付で、 [] (以下「WS社」という。)との間で、納入日を同日として、別表3の順号L E D 1のL E D照明管2,000本を合計8,800,000円(税込金額)で購入する旨の売買契約を締結するとともに、同日付で、 [] (以下「HR社」という。)との間で、賃貸借期間を当該L E D照明管の納入日から4年間として、HR社に当該L E D照明管を賃貸する旨の賃貸借契約を締結した。

なお、当該賃貸借契約に係る契約書上の納入日欄は空欄であった。

B 請求人は、屋号である [] 名義にて、令和3年3月12日付で、HR社との間で、納入日を同年4月20日、賃貸借期間を同日から4年間として、HR社に別表3の順号L E D 2のL E D照明管7,500本を賃貸する旨の賃貸借契約を締結した。また、請求人は、屋号である [] 名義にて、令和3年4月20日付で、WS社との間で、納入日を同日として、当該L E D照明管7,500本を合計33,000,000円(税込金額)で購入する旨の売買契約を締結した。

C 請求人は、屋号である [] 名義にて、令和3年10月8日付で、WS社との間で、納入日を同日として、別表3の順号L E D 3のL E D照明管6,250本を合計27,500,000円(税込金額)で購入する旨の売買契約を締結するとともに、同日付で、HR社との間で、納入日を同日、賃貸借期間を同日から4年間として、HR社に当該L E D照明管を賃貸する旨の賃貸借契約を締結した。

D 請求人は、屋号である [] 名義にて、令和3年11月10日付で、WS社との間で、納入日を同日として、別表3の順号L E D 4のL E D照明管2,500本(以下、上記Aから上記Cまでの各L E D照明管と併せて「本件各L E D照明管」といい、本件足場一式及び本件各車両と併せて「本件各賃貸資産」という。)を合計11,000,000円(税込金額)で購入する旨の売買契約(以下、上記Aから上記Cまでの各売買契約と併せて「本件L E D売買各契約」といい、本件L E D売買各契約に係る契約書を「本件L E D売買各契約書」という。)を締結するとともに、同日付で、HR社との間で、納入日を同日、賃貸借期

間を同日から4年間として、HR社に別表3の順号LED4のLED照明管を賃貸する旨の賃貸借契約（以下、上記Aから上記Cまでの賃貸に係る賃貸借契約と併せて「本件LED賃貸借各契約」といい、本件LED賃貸借各契約に係る契約書を「本件LED賃貸借各契約書」という。）を締結した。

E 本件LED売買各契約書において、請求人は本件LED売買各契約の契約締結日から起算して2週間以内に本件各LED照明管の代金を支払い、その支払完了時に本件各LED照明管の所有権がWS社から請求人に移転する旨定められており、また、本件LED売買各契約書における引渡場所及び本件LED賃貸借各契約書における設置場所は、いずれも

（以下「SS社」という。）とされていた。

F 本件LED賃貸借各契約書の内容は、いずれも要旨次のとおりであった。

- (A) 賃貸借期間は各納入日から4年間とし、契約期間は更新しない。
- (B) 月額賃貸料は別表4の「月額賃貸料（税込金額）」欄のとおりとする。
- (C) HR社は、本件各LED照明管を転貸することができ、請求人はこれをあらかじめ承諾する。
- (D) HR社は、本件各LED照明管を善良な管理者としての注意をもって管理、使用しなければならず、第三者に転貸した場合には、転貸先に関する情報について、請求人が合理的に要求した情報を請求人に提供する。
- (E) 請求人は、本件LED賃貸借各契約の契約期間内といえども2か月の予告期間を設けた上で本件LED賃貸借各契約を書面による通知をもって解約することができ、この場合、請求人は、解約日までに、HR社に対し、解約手数料として、本件各LED照明管1本当たり110円（税込金額）を支払う。
- (F) 本件LED賃貸借各契約が契約期間満了により終了した場合、HR社は請求人に対し、本件各LED照明管1本当たり1円で買い取ることを請求することができ、当該請求があった場合、請求人はこれに応じる。

(4) 審査請求に至る経緯

イ 請求人は、本件各年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）について、確定申告書に別表5の「確定申告」欄のとおり記載し、それぞれ青色申告決算書を添付して、いずれも法定申告期限までに申告した（以下、請

求人の本件各年分の青色申告決算書を「本件各決算書」という。）。

なお、請求人が本件各決算書に記載した本件各賃貸業務の収入金額及び必要経費の金額は別表6のとおりであり、請求人は、事業所得に係る必要経費の金額の計算上、本件足場一式の購入価額を令和元年分の消耗品費として計上し、本件各車両の購入価額について、減価償却資産の償却方法を定率法、耐用年数を2年、事業専用割合を100%として計算した金額を令和2年分及び令和3年分の減価償却費として計上し、本件各LED照明管の購入価額を令和2年分及び令和3年分の消耗品費として計上した。

ロ 請求人は、令和4年6月24日、令和元年分の上場株式等の譲渡所得の金額及び令和2年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の各計算に誤りがあるとして、令和元年分及び令和2年分の所得税等について別表5の「修正申告」欄のとおりとする各修正申告書を提出した（以下、令和元年分及び令和2年分の各修正申告並びに令和3年分の確定申告を併せて「本件各申告」という。）。

ハ 上記イ及びロに対し、原処分庁は、原処分庁所属の調査担当職員の税務調査に基づき、令和4年7月7日付で、本件各年分の所得税等について、本件各賃貸業務から生じた所得は所得税法第35条第1項に規定する雑所得に該当し、雑所得に係る損失の金額は他の所得の金額から控除することはできないとして、別表5の「更正処分等」欄のとおり各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」という。）をした。

ニ 請求人は、上記ハの各処分を不服として令和4年9月30日に審査請求をした。

2 争点

- (1) 本件各賃貸業務から生じた所得は、事業所得ではなく、雑所得に該当するか（争点1）。
- (2) 本件各申告が過少申告となったことについて、通則法第65条第4項第1号に規定する「正当な理由があると認められる」場合に該当するか否か（争点2）。

3 争点についての主張

- (1) 争点1（本件各賃貸業務から生じた所得は、事業所得ではなく、雑所得に該当するか。）について

原 処 分 庁	請 求 人
<p>下記イの判断基準に照らして下記ロからチまでの諸要素を総合勘案すると、本件各賃貸業務は事業としての社会的客観性を有しておらず、本件各賃貸業務から生じた所得は、事業所得に該当せず、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しないから、雑所得に該当する。</p> <p>イ 事業所得に該当するか否かの判断基準について</p> <p>所得税法第27条第1項は、事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得をいう旨規定し、これを受けた所得税法施行令第63条第12号は、同条第1号から第11号に掲げるもののほか「対価を得て継続的に行う事業」である旨規定している。</p> <p>また、一定の経済的行為が、「対価を得て継続的に行う事業」に該当するか否かは、その行為が、営利性、有償性を有し、かつ、反復性、継続性を有するというだけでなく、それが事業と認められるようなものであることが必要である。そして、</p>	<p>本件各賃貸業務から生じる所得が事業所得又は雑所得のいずれに該当するかについては、下記イの判断基準①から③の要素で検討すべきであり、下記ロからニのとおり、本件各賃貸業務はいずれも当該各判断基準に該当することが認められ、社会通念に照らしても「事業」といえることは明らかであることから、事業所得に該当する。</p> <p>イ 事業所得に該当するか否かの判断基準について</p> <p>最高裁昭和56年4月24日第二小法廷判決（民集35巻3号672頁。以下「昭和56年最高裁判決」という。）は、事業所得を「自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」と判示しており、本件各賃貸業務から生じる所得が事業所得に該当するかも、①自己の計算と危険において独立して営まれ、②営利性、有償性を有し、③反復継続して遂行する意思と社会的地位が客観的に認められるかで検討すべきである。</p> <p>原処分庁主張の判断基準は、名古屋</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>その行為が事業と認められるためには、前記の営利性、有償性の有無、継続性、反復性の有無のほか、自己の危険と計算による企画遂行性の有無、その行為に費やした精神的・肉体的労力の程度、人的・物的設備の有無、資金の調達方法、その経済的行為の目的、その行為をすることにより相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性の有無、その者の職歴・社会的地位・生活状況などの客観的な諸要素を総合的に検討して社会通念に照らして判断すべきものと解するのが相当である。</p>	<p>屋地方裁判所昭和60年4月26日判決（行集36巻4号589頁。以下「昭和60年名古屋地裁判決」という。）で採用されたものであるが、この事案は、商品先物取引が「事業」に該当するか否かが争われた事案であり、当該判断基準は、最高裁判例によって是認された基準ではない上、投機的性格を強く帯びた先物取引の「事業」該当性と、一定の収益計画を立てて開始された動産の貸付業務である本件各賃貸業務の「事業」該当性を、同じ基準で判断することには無理があり、従来の司法判断及び本件通達の解釈を明らかに逸脱するものであるし、労力の程度などといった特殊な事項を判断要素に差し挟むことは租税法律主義の観点からしても不相当である。現に、投機的性格を有しない経済活動の「事業」該当性が問題となった近年の裁判例では、上記判断基準は用いられていない。</p>
<p>ロ 営利性及び有償性の有無</p> <p>請求人は、本件各賃貸業務について賃貸料収入を得ており、本件各賃貸業務は有償性を有するといえる。</p> <p>一方、請求人の本件各年分の事業所得の金額は、いずれの年分におい</p>	<p>ロ 営利性及び有償性の有無</p> <p>事業所得の判断基準としての「営利性」とは、およそ利益が見込めない経済行為を排除する趣旨であって、合理的に利益が見込まれれば足り、継続して利益が確実に得られる</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>ても損失が生じている上、本件各賃貸業務に係る各契約満了時点において、本件各賃貸資産に対する投下資本を回収できる見込みもないため、本件各賃貸業務が、原処分時において営利性を有していたとはいえない。</p> <p>(イ) 本件足場賃貸業務について</p> <p>投下資本の回収可能性について、請求人は、本件足場一式については、本件足場賃貸借契約の満了後は、LS社から別の貸出先の紹介がある旨を主張するが、そのような事業計画には具体性はなく、このことをもって本件足場賃貸業務が営利性を有するとは認められない。</p>	<p>ことを要するものではないところ、本件各賃貸業務は相応の事業計画に基づき合理的に利益を見込んで開始されたものであることは下記のとおりであり、本件各賃貸業務には営利性及び有償性がある。</p> <p>(イ) 本件足場賃貸業務について</p> <p>請求人は、本件足場一式を賃貸しており、有償性はある。</p> <p>また、本件足場賃貸業務の年間売上げは約[REDACTED]、保険料は年間約45万円であり、年間約[REDACTED]の粗利益が出る試算であること、本件足場賃貸借契約の賃貸借期間は5年であるが、請求人はLS社から別の貸出先も紹介可能と告げられており、賃貸借期間終了後も継続的な賃貸が可能であること、7年5か月の賃貸借期間で初期投資費用を回収できること、本件足場一式は最低限8年使えることに鑑みれば、最低でも[REDACTED]程度の利益を確保することができ、本件足場賃貸業務には営利性もある。</p> <p>なお、本件足場賃貸業務の損益は、相当額の初期投資を必要とした関係で令和元年は赤字である</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>(ロ) 本件車両賃貸業務について</p> <p>投下資本の回収可能性について、請求人は、本件各車両の売却により投下資本を回収することが可能である旨主張するが、請求人主張の本件各車両の査定価額は、本件車両賃貸借各契約の終了時の価額として実現するか不明であるから、本件各車両の売却の点をもって、本件車両賃貸業務が営利性を有するとはいえない。</p>	<p>が、令和2年以降は約[]の安定した収益を生じており、初期の赤字は、本件足場賃貸業務の営利性を否定するものではない。</p> <p>(ロ) 本件車両賃貸業務について</p> <p>請求人は、本件各車両を賃貸しており、有償性はある。</p> <p>また、本件車両賃貸業務は、8年4か月程度の賃貸によって初期投資費用を賄い、利益が生じる計算であるが、本件各車両のようなクラシックカーは経年によっても価値は低下せず、継続して同程度の金額で長期間の賃貸が可能であって利益が見込めるし、仮に貸出先が見つからなくても、これらの売却により初期投資費用をほぼ回収できるから、賃貸料はそのまま利益となる見込みであって、本件車両賃貸業務には営利性もある。なお、上記(イ)と同様、初期の赤字は営利性を否定するものではない。</p> <p>(ハ) 本件LED賃貸業務について</p> <p>請求人は、LED照明管1本につき月額約[](税抜金額)で賃貸しており、有償性はある。</p> <p>また、賃貸借期間4年で1本に</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>ハ 反復継続して遂行する意思と社会的地位の有無</p> <p>請求人は、令和元年6月21日に本件足場賃貸借契約を、令和2年3月26日及び令和3年2月20日に本件車両賃貸借各契約を、また、令和2年11月から令和3年11月にかけて本件LED賃貸借各契約をそれぞれ締結し、当該各契約に基づき賃貸料収入を得ており、当該各契約満了までの間は、反復継続して遂行する意思に基づき、本件各賃貸業務を行うものといえる。</p> <p>他方で、請求人は、本件各勤務先の役員として相当程度安定した収入を得ており、その収入が請求人の総所得の大部分を占めていることからすると、その収入が請求人の生活の資であるといえ、本件各賃貸業務を行う事業者としての請求人の社会的地位が確立していたとはいえない。</p> <p>令和4年10月7日付で改正された</p>	<p>つき総額 (税抜金額) の賃貸料を得られ、1本につき 程度、総額で約 の利益が生じるから、営利性もある。なお、上記(イ)と同様、初期の赤字は、営利性を否定するものではない。</p> <p>ハ 反復継続して遂行する意思と社会的地位の有無</p> <p>本件各賃貸業務から生じた売上げにつき、請求人は、総勘定元帳を作成し、毎月適切に管理していた。</p> <p>また、本件通達によれば、事業所得該当性の判断は、帳簿の作成及び保存の有無並びに事業の規模の考慮によるべきであり、他の収入との比較等の考慮は、個別判断時の例外であるから、上記の本来的な考慮要素を考慮せず、本件各勤務先からの収入との比較をする原処分庁の主張は、本件通達とも整合しない。</p> <p>さらに、下記のとおり、投下資本も含めた事業の規模、利益構造及び契約上の請求人の義務に鑑みれば、本件各賃貸業務を反復継続する意思や社会的地位は否定し得ない。</p> <p>(イ) 本件足場賃貸業務について</p> <p>請求人は、本件足場賃貸業務につき、5,000万円と多額の初期費用</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>昭和45年7月1日付直審（所）30 「所得税基本通達の制定について」 （法令解釈通達）（以下「本件通達」という。）は、事業所得又は業務に係る雑所得に対する従前の考え方を変更するものではない。</p>	<p>を投じ、最低7年5か月間の貸付けにより初めて利益を生ずる。また、請求人は、最低5年間本件足場一式を貸し出す義務を負い、請求人都合で本件足場賃貸借契約を中途解約した場合、請求人は に本件足場一式の所有権を譲渡する義務を負う。</p> <p>そうすると、本件足場賃貸業務を反復継続しなければ請求人には損失が生じ、合理性がない。</p> <p>また、請求人は、から毎月の足場資材運用報告を提出させ、から更に先の本件足場一式の貸出先の名称や所在地なども確認していた。</p> <p>(ロ) 本件車両賃貸業務について</p> <p>請求人は、本件車両賃貸業務につき、合計約8,000万円と多額の費用を投じ、本件車両賃貸業務は、中長期的な貸出しにより利益を生ずる。また、請求人は、最低3年間本件各車両を貸し出す義務を負い、請求人都合で本件車両賃貸借各契約を中途解約した場合、請求人はS C社に本件各車両の所有権を譲渡する義務を負う。</p> <p>そうすると、本件車両賃貸業務</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>ニ 自己の危険と計算による企画遂行性の有無</p> <p>次のとおり、本件各賃貸業務について、請求人の危険と計算による企画遂行性は希薄であったと認められる。</p>	<p>を反復継続しなければ請求人には損失が生じ、合理性がない。</p> <p>(ハ) 本件LED賃貸業務について</p> <p>請求人は、本件LED賃貸業務につき、合計7,300万円と多額の費用を投じ、本件LED賃貸業務は中長期的な貸出しにより利益を生ずる。また、請求人は、最低4年間本件各LED照明管を貸し出す義務を負い、請求人都合で本件LED賃貸借各契約を中途解約した場合、請求人はHR社に所定の違約金を支払う義務を負う。</p> <p>そうすると、本件LED賃貸業務を反復継続しなければ請求人には損失が生じ、合理性がない。</p> <p>ニ 自己の計算と危険において独立して営まれているか否か</p> <p>下記のとおり、本件各賃貸業務は、請求人の計算と危険により独立して営まれている。なお、「企画遂行性」は考慮すべきではないが、これを考慮するとしても、本件各賃貸業務は「自己の計算と危険においてする企画遂行性」のある業務である。また、自らが策定した具体的な業務計画がなければ事業所得として認められないかのような原処分庁の</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>(イ) 本件足場賃貸業務について</p> <p>本件足場賃貸借契約において、本件足場一式の維持管理は [REDACTED] に一任されており、管理・使用に関して請求人は一切の責任を負わないこと、請求人は、LS社に投資金額を伝えることにより、その金額に見合った貸付商品（本件足場一式）及び貸付先（ [REDACTED] ）の紹介を受けている旨申述していることからすると、本件足場賃貸業務は、LS社があらかじめ策定した事業計画に基づいて、請求人が本件足場一式を購入し、その維持管理に関与せずに、紹介された貸付先に貸し付けるものであり、請求人が、自ら策定した具体的な事業計画に基づき本件足場賃貸業務</p>	<p>主張は、昭和56年最高裁判決及び昭和60年名古屋地裁判決の説示に照らしても根拠を有しない上、このような主張を前提とすると、コンサルティング会社等が計画や戦略を策定する事業は数多く存在するにもかかわらず、コンサルティング会社等の助力を受けた経済活動が全て「事業」に該当しないこととなり、租税実務に反し、不合理である。</p> <p>(イ) 本件足場賃貸業務について</p> <p>請求人は、自ら又は外部協力者を通じて事業形態、商材、購入先、貸出先、貸出条件、与信情報等の情報を収集し、本件足場賃貸業務の是非を判断し、 [REDACTED] との間で本件足場賃貸借契約を締結した。</p> <p>その上で、請求人は、自ら資金を拠出して本件足場一式を購入してその所有権を取得するとともに、その破損等の責任や賃料回収が不可能となるリスクを負いつつ本件足場賃貸業務を行っているから、本件足場賃貸業務の利益及び資産保有リスクを含むリスクの双方が請求人に帰属している。なお、賃貸借契約の性質上、本件足</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>を行っているとはいえない。</p> <p>(ロ) 本件車両賃貸業務について</p> <p>本件車両賃貸借各契約において、本件各車両の維持管理はS C社に一任されており、管理・使用に関して請求人は一切の責任を負わないこと、S C社の代表取締役は、請求人とは会ったことも話したこともなく、本件車両賃貸借各契約書の書式の作成はL S社である旨申述していること、請求人は、本件各車両の保管、整備、展示スケジュールに一切関与しておらず、L S社に投資金額を伝えることにより、その金額に見合った貸付商品（本件各車両）及び貸付先（S C社）の紹介を受けている旨申述していることからすると、本件車両賃貸業務は、L S社があらかじめ策定した事業計画に基づいて、請求人が本件各車両を購入し、その維持管理に関与せずに、紹介された貸付先に貸し付けるものであり、請求人が、自ら策定した具体的な事業計画に基づき本件車両賃貸業務を行っているとはいえない。</p>	<p>場一式の維持管理を [] が負担することは当然である。</p> <p>(ロ) 本件車両賃貸業務について</p> <p>請求人は、貸出先候補としてL S社からS C社の紹介を受け、独自にS C社の信用情報を調査し、貸出先として問題がないものと自ら判断し、S C社との間で本件車両賃貸借各契約を締結した。</p> <p>その上で、請求人は、L S社から提案を受けた複数の候補車両の中から本件各車両を選定してその代金を支払い、これらの所有権を取得するとともに、S C社の責めに帰することができない本件各車両の破損等の責任や賃料回収が不可能となるリスクを負いつつ、本件車両賃貸業務を行っており、請求人は本件各車両の所有者として相応のリスクを負担している。なお、賃貸借契約の性質上、本件各車両の維持管理をS C社が負担することは当然である。</p> <p>原処分庁は、本件車両賃貸借各契約書の書式がL S社の作成であることを指摘するが、請求人は契約書作成の専門家ではないから、本件車両賃貸借各契約書の書式を</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>請求人は、本件車両賃貸借各契約の契約期間満了後、引き続きS C社に貸し付けることを予定している旨の書面を作成しているが、本件車両賃貸借各契約の契約期間を延長した場合の賃貸料は、その5パーセントであり、請求人の本件車両賃貸借各契約から生じる収益は大きく減少するから、請求人の主張する事業計画は、収益性を考慮していないものである。</p> <p>(ハ) 本件LED賃貸業務について</p> <p>本件LED賃貸借各契約において、本件各LED照明管の維持管理はHR社に一任されており、管理・使用に関して請求人は一切の責任を負わないこと、WS社の従業員は、請求人と直接会ったことはなく、本件LED売買各契約書はWS社の担当者が作成した旨申述していることからすると、本件LED賃貸業務は、WS社があらかじめ策定した事業計画に基づいて、請求人が本件各LED照明管</p>	<p>譲り受けたとしても、そのことから本件車両賃貸業務から生じた所得の事業所得該当性が否定されるものではない。</p> <p>また、本件車両賃貸借各契約の契約期間が満了した場合、本件車両賃貸借各契約は、契約が自動的に更新され、その賃貸料が当初の5パーセントに当然に減じられる旨を定めるものではないし、請求人としても、本件車両賃貸借各契約と同等以上の条件で本件各車両を貸し出す意向を有しているから、原処分庁の主張は失当である。</p> <p>(ハ) 本件LED賃貸業務について</p> <p>請求人は、WS社から本件各LED照明管の貸出先候補の紹介を受け、独自にHR社の与信情報を調査し、HR社との間で本件LED賃貸借各契約を締結した。</p> <p>その上で、請求人は、本件各LED照明管の代金を支払い、これらの所有権を取得し、本件各LED照明管の保有に伴うリスクや賃料回収が不可能となるリスクを負担している。なお、本件各LED照明管の維持管理をHR社が負担</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>を購入し、その維持管理に関与せず、紹介された貸付先に貸し付けるものであり、請求人が、自ら策定した具体的な事業計画に基づき本件LED賃貸業務を行っているとはいえない。</p>	<p>することは、賃貸借契約の性質上当然である。</p> <p>原処分庁が主張する本件LED売買各契約書をWS社の担当者が作成したことは、上記(ロ)の主張と同様に、そのことから本件LED賃貸業務から生じた所得の事業所得該当性が否定されるものではない。</p>
<p>ホ 精神的及び肉体的労力の程度</p> <p>本件各賃貸業務は、貸付先が各1社であること、本件各賃貸資産は、いずれも請求人が購入後、直接貸付先等に納入されていること、本件足場賃貸借契約、本件車両賃貸借各契約及び本件LED賃貸借各契約は、本件各賃貸資産の保管・管理を当該貸付先が行う内容であることからすると、請求人が本件各賃貸業務に精神的、肉体的労力を費やす必要性はないか、極めて限定的である。</p>	<p>ホ 精神的及び肉体的労力の程度</p> <p>昭和60年名古屋地裁判決の判断基準によっても、本項目から下記チまでのとおり、本件各賃貸業務から生じた所得は事業所得に該当する。</p> <p>労力の程度について、請求人は、上記二のとおり、本件各賃貸業務の開始に当たり、情報収集の上、自らその是非を判断し、多大な労力を費やしている。また、請求人は、貸付開始後においても、入金確認、帳簿作成、各貸付先の経営状況のモニタリングなど、相当程度の労力を割いている。さらに、本件足場賃貸業務及び本件車両賃貸業務においては、契約期間の満了に伴い、本件足場一式及び本件各車両を処分するか、再度これらを貸し出すかの事業判断をしなければならず、事業開始時と同</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>へ 人的物的設備の有無</p> <p>本件各賃貸業務に係る各契約は、請求人において本件各賃貸資産の保管場所を要せず、また、本件各賃貸業務に係る各契約前及び契約期間中、何ら請求人の労力を要せず実行されており、本件各賃貸業務を営むに際し、物的設備及び人的設備は必要ではない。</p>	<p>様の労力が見込まれる。加えて、請求人は本件各賃貸業務に多額の資金を投じ、本件各賃貸資産を失うリスクをも負担しており、相応の精神的労力を費やしているといえる。</p> <p>へ 人的物的設備の有無</p> <p>請求人は、本件各賃貸業務の開始に当たって、外部協力者に協力を仰いでおり、人的設備は存在する。なお、貸付けという事業の性質上、貸出期間中の業務量は必然的に減少し、むしろ従業員雇用による継続的なコストの発生は事業の営利性を害することとなりかねないため、従業員の不存在から人的設備がないとはいえないし、万一人的設備がないと評価されても、そのことから本件各賃貸業務から生じた所得の事業所得該当性は否定されない。</p> <p>また、請求人は、本件各賃貸資産に多額の資金を投下しており、物的設備の存在は否定しようがなく、本件各賃貸業務は事業所・倉庫などのコスト面を抑えることで安定した収益を得られる仕組みとなっており、事業所等の不存在の点から本件各賃貸業務から生じた所得の事業所得該当性は否定されない。</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>ト 資金の調達方法</p> <p>本件各賃貸業務に係る資金は、請求人の貯蓄等の余剰資金から拠出されたものである。</p> <p>チ 職歴、経歴、社会的地位及び生活状況</p> <p>上記ハのとおり、請求人に事業者としての社会的地位が確立していたとはいえない。</p>	<p>ト 資金の調達方法</p> <p>請求人は本件各賃貸業務に係る資金を自らの貯蓄から支出しているが、資金の借入れがなければ事業所得該当性が否定されるわけではない。</p> <p>チ 職業、経歴、社会的地位及び生活状況</p> <p>請求人が本件各勤務先から将来にわたり安定した収入を得られる確実性はなく、かつ、請求人は本件各勤務先の事業承継に向けて次世代への引継ぎを開始しているため、請求人は、本件各勤務先とは別業種の収入源を得るために本件各賃貸業務を開始したのであり、本件各賃貸業務による収入を生活の資とする予定である。</p> <p>また、請求人は、本件各賃貸業務開始時の調査、契約交渉等を基本的に平日に行っており、経営会社のみ注力している事実もない。</p> <p>したがって、請求人の職業、経歴、社会的地位及び生活状況を踏まえても、本件各賃貸業務から生じた所得が事業所得であることが否定されることはない。なお、本件各賃貸業務が請求人の副業であるとして</p>

原 処 分 庁	請 求 人
	も、そのことは本件各賃貸業務から生じた所得が事業所得であることを否定するものではない。

(2) 争点2 (本件各申告が過少申告となったことについて、通則法第65条第4項第1号に規定する「正当な理由があると認められる」場合に該当するか否か。) について

請 求 人	原 処 分 庁
<p>原処分庁が事業所得の判断基準として採用する昭和60年名古屋地裁判決の基準は投機的性格の強い経済的活動における事業所得該当性の判断においてのみ用いられてきたものであり、最高裁判例では是認されたものでもないから、本件において当該基準を用いることは、従前の法令解釈を逸脱しており、請求人には予測不可能である。</p> <p>そうすると、請求人が本件各賃貸業務から生じた所得を事業所得として申告したことには無理からぬ面があり、それが請求人の主観的な事情に基づく単なる法律解釈の誤りともいえないから、本件各申告が過少申告となったことは、通則法第65条第4項第1号に規定する「正当な理由があると認められる」場合に該当する。</p>	<p>請求人が本件各賃貸業務に係る損益を事業所得としたことは、請求人自身が法の解釈を誤った結果であって、真に請求人の責めに帰することのできない客観的な事情があるとはいえず、過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、過少申告加算税を賦課することが請求人に不当又は酷になる場合には該当しない。</p> <p>したがって、請求人の本件各申告が過少申告となったことは、通則法第65条第4項第1号に規定する「正当な理由があると認められる」場合に該当しない。</p>

4 当審判所の判断

(1) 争点1 (本件各賃貸業務から生じた所得は、事業所得ではなく、雑所得に該当するか。) について

イ 法令解釈

業務の遂行ないし労務の提供から生じる所得が事業所得に該当するかどうかを

判断するに当たっては、その業務等の具体的態様に応じて、その法的性格を判断しなければならないところ、事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生じる所得をいうと解されるが（昭和56年最高裁判決参照）、ある経済的行為による所得が事業所得に該当するか否かは、最終的には社会通念によって判断すべきものである。

そして、そのような社会通念による判断に当たっては、当該経済的行為の営利性、有償性の有無、継続性、反復性の有無のほか、自己の危険と計算による企画遂行性の有無、当該経済的行為に費やした精神的、肉体的労力の程度、人的、物的設備の有無、当該経済的行為をなす資金の調達方法、その者の職業、経歴及び社会的地位、生活状況及び当該経済的行為をなすことにより相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性が存するか否か等の諸要素を総合的に検討すべきであると解される。

なお、このような法令解釈に対する請求人の主張については、下記ハ柱書において検討する。

ロ 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(イ) 請求人について

A 請求人は、本件各勤務先の役員として、従業員を採用も含む法人経営に従事し、本件各年分において本件各勤務先から別表7のと通りの報酬を得ていた。

B 請求人は、本件各勤務先の経営を後継者に承継した後のことを考え、個人で何らかの事業を行うこととし、どのくらいの期間でどれくらいの利益があるかを検討して、スムーズに経営できて利益につながるものとして本件各賃貸業務を開始した。

(ロ) 本件足場賃貸業務について

A LS社が作成した「建築足場レンタル事業のご案内」と題するパンフレットには、要旨次の記載があり、請求人もその内容については把握していた。

(A) 投資家は、LS社から建築足場を購入する態様で事業投資を行い、これ

- E 請求人は、本件足場売買契約及び本件足場賃貸借契約に当たり、直接 [REDACTED] の担当者とはやり取りしていない。
- F 請求人は、本件足場一式について、納品日を知らず、また、納品時の検査などの現物確認をしておらず、賃貸後においても、 [REDACTED] から運用報告を受けたほかには特段の維持管理を自らは行っていない。
- G 本件足場賃貸借契約の契約期間5年間における賃貸料の予定総額は [REDACTED] (税込金額。 [REDACTED] × 3か月 + [REDACTED] × 57か月) であり、本件足場一式の購入価額54,000,000円(税込金額)を下回る。なお、本件足場賃貸借契約書に契約更新の定めはない。
- H 請求人は、本件足場賃貸借契約の期間満了後、本件足場一式を [REDACTED] の親会社である [REDACTED] に3年間、月額賃貸料 [REDACTED] から [REDACTED] で賃貸し、さらに、 [REDACTED] との本件足場一式に係る賃貸借契約の期間満了後は、契約期間未定であるが [REDACTED] への賃貸料と同額で [REDACTED] に賃貸することを予定していた。
- I 労働省労働基準局長が発した経年仮設機材の管理指針によれば、本件足場一式の大半を占めるアミ付踏板は、使用期間が8年に達した場合及びその後1年を経過するごとに、原則として性能試験を実施して選別を行って管理するものとされている。
- J 請求人は、本件足場一式を保管するための施設その他の事業所等を特段有しておらず、本件足場賃貸業務のための従業員も雇用していない。
- K 請求人は、本件足場売買契約に係る事務手数料として864,000円を支出し、本件足場一式に係る動産総合保険及び賠償責任保険の保険料として年額468,490円を支出した。

(ハ) 本件車両賃貸業務について

- A LS社は、「償却効果+固定レンタル料売上 中古車レンタル事業投資」と題するパンフレットを作成しており、これには、事業内容の概要として、要旨次の記載があった。
- (A) 事業投資額は1,000万円からである。
- (B) LS社から購入した車両を管理会社にレンタルし、オーナーは毎月固定のレンタル料(賃貸料)収入を得られる。

(C) 「中古資産の耐用年数」の簡便法に基づき、中古車の償却メリットを享受可能である。

(D) レンタル契約終了後の「出口戦略」も案内できる。

(E) 事業投資予算に合わせて、複数台の中古車両を組み合わせるができる。

(F) 管理委託で中古車運用の手間は無い。

B 請求人は、LS社から、本件各車両の賃貸先としてSC社を紹介された。

C 請求人は、クラシックカーは将来値上がりするとの情報を入手し、目当ての車両を他人に先に取得されないように、金額はともかく早期に車両を購入したいと考え、賃貸料等の検討は任せることとし、本件各勤務先からの報酬の蓄積を原資として本件各車両を購入した。

なお、請求人は、初期投資額の回収について、本件車両賃貸借各契約の契約期間満了後も同契約と同等以上の条件で引き続き賃貸することを第一に考えていたが、本件各車両の売却も考えていた。

また、請求人は、令和5年2月に、本件各車両の売却価格について、その現物確認を経ない机上査定を取得した。

D LS社は、本件各車両をSC社からいずれも本件車両売買各契約の金額を下回る金額で仕入れた。なお、SC社が取得する車両は、徹底した温度湿度管理や維持管理が行われた環境で保管されていた車両ではなく、塗装が劣化していたり、傷やへこみがあったり、機関が良好ではなく走行できなかつたりするものであり、一般的なクラシックカーとは異なり、中古車市場にも出回らないものである。

E 請求人は、本件各車両の賃貸料や賃貸期間について、直接SC社の担当者とはやり取りしていない。

F 請求人は、本件各車両について、納車日を知らず、また、納車時の検査などの現物確認をしておらず、賃貸後においても、特段の維持管理を自らは行っていない。

G 本件車両賃貸借各契約の契約期間3年間における賃貸料の予定総額は (税込金額) であり、本件各車両の購入価額合計88,719,477円 (税込金額) を下回る。

H SC社は、本件各車両の部品を3Dプリンターで複製するために本件各車両を賃借し、本件各車両を走行可能な状態にするが、自動車関連のイベントに展示車として本件各車両を貸し出したことはなく、SC社のパンフレット用の写真の被写体及び社内イベントに利用していた。

I 請求人は、本件各車両を保管するための施設その他の事業所等を特段有しておらず、本件車両賃貸業務のための従業員も雇用していない。

(二) 本件LED賃貸業務について

A WS社は、「[REDACTED]」と題する資料を作成し、ホームページに掲載していたところ、その資料には、要旨次の記載があった。

(A) WS社は、次世代照明設置100%に貢献し、業界にイノベーションを起こす支援として、「LEDオーナー事業」を立ち上げた。

(B) この事業は、企業がLED球のオーナーになり、一発全額損金で節税するとともに、4年間のレンタル料で投資額の[REDACTED]を受け取る事業プランであり、オーナーは、WS社との間でLED球の売買契約を締結し、HR社にこれをレンタルし、HR社から使用料を受領するというプランである。

(C) LED販売価額は1口1,000,000円（税抜金額。1口250本、販売単価1本4,000円）で、その場合、4年後にトータルで[REDACTED]を回収できる。

B 請求人は、資金を出す以上見返りが必要であると考え、金額、期間、利回りを重視し、投下資金の[REDACTED]が返ってくるという上記AのWS社の事業プランの提示を受けて購入を決め、本件各勤務先からの報酬の蓄積を原資として本件各LED照明管を購入した。

C 本件各LED照明管の賃貸料等の賃貸条件はWS社から提案されたものであり、請求人は、HR社の担当者と直接やり取りしたことはほとんどない。

D 本件LED売買各契約書及び本件LED賃貸借各契約書は、それぞれ、上記WS社の「LEDオーナー事業」についてのオーナー向けの2018年11月7日版の売買契約書及び2020年1月29日版のHR社との賃貸借契約書の各ひな型を用いて作成された。

E WS社は、本件各LED照明管を[REDACTED]から調達し、同社に対し、本件各LED照明管を直接SS社に納入するよう発注した。

F 請求人は、本件各LED照明管につき、納品時の検査などの現物確認をすることなく賃貸し、賃貸後においても、特段の維持管理を自らは行っていない。

G 本件LED賃貸借各契約の契約期間4年間における賃貸料の予定総額は (税込金額) であり、本件各LED照明管の購入価額合計80,300,000円(税込金額)を上回る。

H 請求人は、本件各LED照明管を保管するための施設その他の事業所等を特段有しておらず、本件LED賃貸業務のための従業員も雇用していない。

ハ 当てはめ

ある経済的行為による所得が事業所得に該当するか否かについては、上記イに掲げる諸要素を総合的に検討すべきと解される所、請求人は、このような判断要素に基づく判断の基礎となっている昭和60年名古屋地裁判決は、投機的性格を有する経済的行為の事業所得該当性が問題となった事案であり、そのような性格を有しない本件各賃貸業務から生じた所得が事業所得に該当するかについて、昭和60年名古屋地裁判決の判断要素を考慮することは、従来の司法判断及び本件通達の解釈を明らかに逸脱するものである上、労力の程度といった事項を判断要素とする点で租税法律主義との関係で問題がある旨主張する。

しかしながら、上記判断要素及び昭和60年名古屋地裁判決は、特定の経済的行為の性格を前提とした判断要素を摘示するものではなく、問題とされている経済的行為に係る個別事情を当てはめる前提として、社会通念に基づく判断に当たって総合考慮の対象となり得る一般的抽象的な判断要素を挙示するものであると解され、その内容が昭和56年最高裁判決の解釈を逸脱するものということもできないから、これらの判断要素を考慮することが相当でないとはいえない。なお、本件通達35-2《業務に係る雑所得の例示》は、令和4年10月7日付課個2-21ほか2課共同「『所得税基本通達の制定について』の一部改正について(法令解釈通達)」添付の「雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説」において、昭和60年名古屋地裁判決と同様の判断要素を示した裁判例を昭和56年最高裁判決と併記した上で、当該所得を得るための活動が事業に該当するかを社会通念によって判断するには、これらに示された各点を総合考慮すべき旨説明しているから、投機的性格を有する経済的行為とそれ以外の経済的行為とで事業所得該当

性の判断基準又は判断要素が異なるとはいえず、本件において昭和60年名古屋地裁判決あるいはこれと同様の判断要素を示した裁判例が指摘する判断要素を考慮しても、従来の司法判断及び本件通達の解釈を逸脱するものではない。また、労力の程度といった要素も、飽くまで事業所得該当性を判断するに当たっての一つの判断要素にすぎず、かかる要素の考慮が租税法律主義に反するということができないから、請求人の上記主張は、採用できない。

そこで、以下、本件各賃貸業務から生じる所得が事業所得ではなく、雑所得に該当するかについて、上記イに掲げる判断要素を踏まえて検討する。

(イ) 本件足場賃貸業務について

A 営利性及び有償性の有無について

(A) 請求人は、上記1(3)ロ(イ)Cのとおり、本件足場賃貸業務に係る賃貸料として、毎月 を得ており、有償性が認められる。

(B) 一方、営利性についてみると、上記ロ(ロ)G及びKのとおり、本件足場賃貸借契約の期間は5年にとどまり、同契約上更新も予定されていないため、5年間の賃貸料の予定総額は にとどまり、本件足場一式の購入費用と事務手数料の合計額54,864,000円という初期投資額を 以上下回り、その損失の程度は小さいものではない。

初期投資額の回収に関し、請求人は、上記ロ(ロ)Hのとおり、本件足場賃貸借契約の期間満了後は、 の親会社である に3年間、月額賃貸料 から で賃貸し、その後は同額で に賃貸することを予定する等、初期投資額の回収を計画していたといえる。

しかしながら、まず、 に対する賃貸について検討すると、仮に月額賃貸料 で3年間賃貸することができるとしても、8年間の賃貸料合計は (税込金額。 (上記ロ(ロ)G) + $\times 36$ か月)にとどまり、 へ本件足場一式を賃貸するという請求人の予定を前提としても、上記の初期投資額54,864,000円(税込金額)の回収すらできない(なお、同社への賃貸期間を4年間として合計9年間賃貸する場合の賃貸料合計は となり、初期投資額を上回るが、9年間の保険料4,216,410円(468,490円 \times 9年)を差し引くと、やはり初期投資額を下回る。)。そうだとすれば、

に本件足場一式を賃貸してもなお、請求人は、初期投資額を回収できないといえる。

なお、仮に請求人が に対する賃貸期間満了後、 に対して再度本件足場一式を賃貸した場合、請求人が初期投資額を回収できる可能性があるため、 に対する再度の賃貸可能性について検討すると、上記ロ(イ)Iのとおり、本件足場一式は少なくとも8年程度は使用可能であるものの、 もその期間の賃借を望むのであれば、本件足場賃貸借契約の契約期間を8年程度にしたはずである。それにもかかわらず、本件足場賃貸借契約の賃貸期間が5年にとどまり、その更新条項も存在しないのは、全体の賃貸借期間が5年9か月となった時点で が負担する賃貸料総額は (税込金額。 (上記ロ(イ)G) + ×9か月) となり、上記ロ(イ)Dの本件足場一式の の売却代金(税込金額相当額44,620,943円)を上回り、 に損失が生じ得るため、本件足場賃貸借契約の更新条項が設けられなかったものとするのが合理的である。そうだとすれば、 に対し、本件足場賃貸借契約期間満了後に同程度の賃貸料で賃貸できる合理的見込みは低いというべきである。

このほか、請求人が本件足場一式を売却する具体的な計画が存在したという事情も認められない。

以上によれば、本件足場賃貸借契約締結の時点では、賃貸期間満了後の賃貸借又は売却が具体的に予定されていたとは認められず、本件足場賃貸借契約に基づく賃貸期間満了まで賃貸料収入を得ることができたとしても、その総収入金額は初期投資額を大きく下回ることに加え、仮に請求人の計画どおり本件足場一式を合計8年間又は9年間賃貸する場合でも、合理的に考えて初期投資額の回収は見込めないから、本件足場賃貸業務に営利性は認められない。

B 継続性、反復性の有無について

請求人は、本件足場賃貸業務として、上記1(3)ロ(イ)Aのとおり、本件足場賃貸借契約に基づき本件足場一式を賃貸しており、また初期投資額回収のためには同契約終了後も新たな賃貸が不可欠であるから、継続性及び反復性が

認められる。

C 自己の危険と計算による企画遂行性の有無について

(A) 上記ロ(イ)B及び(ロ)Cのとおり、請求人は、スムーズな個人事業経営により得られる利益と期間を検討して投資額以上の見返りが得られるとの判断の下、本件足場賃貸業務を始めるに至ったといえる。

しかしながら、本件足場賃貸業務は、上記ロ(ロ)BからFまでのとおり、LS社が足場資材の購入とレンタルを一連の取引として組み合わせた上で、同社が投資家を募るために上記ロ(ロ)Aの内容で用意した企画に基づく業務であるところ、請求人は、上記A(B)のとおり、本件足場賃貸借契約から得られる賃貸料収入が初期投資額を下回るにもかかわらず、本件足場売買契約及び本件足場賃貸借契約を締結している。これらのことからすれば、請求人は、本件足場賃貸業務の損益の見込みや初期投資額の回収可能性について、主体的に、また、具体的に検討せずに、LS社の上記企画に応じ、資金を投じたものというべきであり、本件足場一式の購入内容や金額、賃貸先、賃貸期間や賃貸料等の本件足場賃貸業務の重要事項の決定に関与したものでないというべきである。

すなわち、請求人は、用意された契約書のひな型について、より有利な条件を求めて交渉をすることもなく、利回りや提示金額を出せるかという点を検討してLS社の企画に参加したにとどまり、本件足場一式の仕入れや納品について自ら関与することもなかった。また、上記1(3)ロ(イ)C(C)から(E)まで及び(G)をも踏まえれば、請求人は、本件足場売買契約及び本件足場賃貸借契約締結後においても、本件足場一式の運用情報の開示を受けてはいるものの、本件足場一式の維持管理には特段関与せず、上記1(3)ロ(イ)C(C)、(E)及び(G)のとおり、本件足場一式全てを一括賃貸して稼働リスクを[]に転嫁し、その使用状況に関係なく、毎月定額の賃貸料収入を得ることができていた。

以上によれば、本件足場賃貸業務は、請求人が本件足場一式の所有者としてのリスクや賃料回収に関するリスク、及び、上記1(3)ロ(イ)C(F)のとおり、中途解約時における本件足場一式の所有権喪失のリスクを負うとしても、本件足場賃貸業務の開始前後を通じて企画及び遂行の大部分を他者

に依存しており、自己の危険と計算により企画遂行したものとは認められない。

- (B) この点、請求人は、自らが策定した具体的な業務計画がなければ事業所得として認められないかのような指摘をする原処分庁の主張は、昭和56年最高裁判決及び昭和60年名古屋地裁判決の説示に照らして根拠を有しない上、このような主張を前提とすると、コンサルティング会社等の助力を受けた経済活動が全て「事業」に該当しないこととなり、租税実務に反し、不合理である旨主張する。

しかしながら、請求人が本件足場賃貸業務を自己の危険と計算により企画遂行したものとは認められないことは上記(A)のとおりであるから、この点に関する原処分庁の主張が不合理であるとはいえない。

そして、このような判断は、社会通念に基づく判断に当たって総合考慮の対象となり得る判断要素の一つへの当てはめの結果であり、当該事案における判断であるところ、当該判断は、上記ハ柱書のとおり、昭和56年最高裁判決及び昭和60年名古屋地裁判決の説示を踏まえたものであって根拠を有しない判断ではない上、他者の助力を受けた全ての経済的行為が「事業」に該当しないことを一般的抽象的に結論付けるものでもないから、請求人の上記主張は採用できない。

D 精神的及び肉体的労力の程度について

- (A) 請求人は、上記1(3)ロ(イ)C(D)のとおり、本件足場一式の賃貸に係る運用報告を受けていたものの、上記Cのとおり、本件足場賃貸業務に係る業務内容の決定及び本件足場一式の維持管理にほとんど関与しておらず、請求人が費やした精神的及び肉体的労力の程度は低いというべきである。

- (B) この点、請求人は、①本件足場賃貸業務の開始に当たって情報収集をしたこと、②本件足場一式の貸付開始後も帳簿作成等の労力を費やしたこと、③本件足場賃貸借契約の期間満了時には本件足場一式の再度の貸出しか処分かの事業判断を迫られること、④本件足場一式を失うリスクを負担していることから、請求人が相応の労力を費やした旨主張する。

しかしながら、上記Cのとおり、請求人は、本件足場賃貸業務の企画及び遂行の大部分を他者に依存しており、請求人が本件足場一式の維持管理に

特段関与していない以上、情報収集や帳簿作成等に一定の労力が生じたとしても、その程度が大きなものであったと評価することはできず、上記①及び②の主張は、採用できない。

また、上記③の事業判断は、現時点において具体化しているものといえるだけの事情は認められない上、上記④のリスクは、本件足場賃貸借契約に定められたものであり、一定の場合に現実化するリスクであって、常にこれが現実化するものではないから、これらの点が、請求人に大きな労力が発生したことに帰結するものではなく、上記③及び④の主張も、採用できない。

したがって、請求人の上記主張は、いずれも採用できない。

E 人的及び物的設備の有無について

請求人は、本件足場賃貸業務において、上記ロ(ロ)Jのとおり従業員を雇用していない上、請求人が主張するとおり本件足場賃貸業務の開始に当たって外部協力者からの協力を得ていたとしても、それはLS社の企画に応じるか否かの判断に際しての協力であって、業務遂行のための人的設備と評価することはできない。

なお、請求人は、上記ロ(ロ)Jのとおり本件足場一式の保管場所の確保等をしておらず、また、上記1(3)ロ(イ)Bのとおり請求人が本件足場一式を所有しているとしても、そのことをもって、本件足場賃貸業務から生じた所得が事業所得であることを基礎付けるだけの物的設備が存在するとも認め難い。

これらのことから、請求人が特段の人的物的設備を有していたとは認められない。

F 当該経済的行為をなす資金の調達方法について

請求人は、上記ロ(ロ)Cのとおり、本件各勤務先からの報酬の蓄積を原資として本件足場一式の購入代金を支出しており、特に借入れ等をせずに本件足場賃貸業務に要する資金を賄っているものと認められる。

G 職業、経歴及び社会的地位、生活状況について

(A) 請求人は、上記ロ(イ)Aのとおり、本件各年分において本件各勤務先の役員を務め、本件各勤務先から を超える報酬を得ていた。

他方、本件足場賃貸業務について、上記Aのとおり、8年間又は9年間の

賃貸を継続すると仮定しても、初期投資額の回収は見込めないこと、上記ロ(イ)Aの報酬額から推察される請求人の法人役員としての業務内容は重責を伴うと考えられること、及び、上記CからFまでの本件足場賃貸業務への従事の各態様も考慮すれば、請求人が、本件足場賃貸業務からの収入を、生計を支える重要な収入源として位置付けていたとは認め難いというべきである。

- (B) この点、請求人は、本件各勤務先から将来にわたり安定した収入を得られる確実性はなく、かつ、本件各勤務先の事業承継に向けて次世代への引継ぎを開始しており、本件各勤務先とは別業種の収入源を得るために本件足場賃貸業務を含む本件各賃貸業務を開始し、その収入を生活の資とする予定である旨主張するとともに、当審判所に対しても、これに沿う答述をする。

しかしながら、上記ロ(イ)Bのとおり、請求人が本件各勤務先の事業承継を考えていたとはいえ、当該事業承継の計画がどの程度具体化していたかは、当審判所の調査及び審理の結果によっても必ずしも明らかではなく、請求人が本件各勤務先の役員を退任する具体的時期が決定していたという事情も認められない。したがって、請求人の上記主張は直ちに採用することはできず、請求人の生業が、本件各勤務先における役員としての業務であり、本件足場賃貸業務ではなかったという上記判断を左右するものでもない。

- (C) また、請求人は、他に得ている収入との比較は、個別判断時の例外的な考慮要素であって、そのような考慮要素による判断は、帳簿の作成及び保存の有無や事業規模で事業所得該当性を判断すべきことを原則とする本件通達の定めと整合しない旨主張する。

しかしながら、本件通達35-2の注書きは、当該所得に係る取引を記録した帳簿書類を保存している場合は、当該所得が事業所得に区分される場合が多いという一般論を踏まえたものであって、事業所得と雑所得の区別を社会通念に従って判断するという原則を変更するものではない。したがって、当該取引を記録した帳簿が保存されている事案に係る所得区分の判断において、当該取引に従事している者が他に得ている収入等も踏まえ

て社会通念に従った判断をすることが例外的な考慮要素とはいえないから、請求人の上記主張は、採用できない。

H 相当程度の期間安定した収益を得られる可能性について

上記1(3)ロ(イ)C(A)のとおり、本件足場賃貸借契約の期間は5年にとどまり更新も予定されておらず、また、請求人が計画する再度の賃貸についても、上記Aのとおり、8年間又は9年間の本件足場賃貸業務の継続によっても、請求人が得られる賃貸料の合計額は初期投資額を下回るから、相当程度の期間安定した収益を得られる可能性は認められない。

I 小括

以上において検討したところによれば、本件足場賃貸業務は、有償性、継続性及び反復性を有するものとは認められるが、その他の考慮要素に関する上記各検討結果からすると、本件足場賃貸業務が社会通念上事業であるとは認め難く、本件足場賃貸業務から生じた所得が事業所得に該当するとは認められない。

(ロ) 本件車両賃貸業務について

A 営利性及び有償性の有無について

(A) 請求人は、別表2のとおり、本件車両賃貸業務に係る賃貸料として、令和2年4月以降、別表2の順号車両1及び2について毎月 [] 及び [] (税込金額) を、令和3年3月以降はそれらに加えて別表2の順号車両3について毎月 [] (税込金額) をそれぞれ得ており、有償性が認められる。

(B) 一方、営利性についてみると、請求人は、別表1のとおり、本件車両賃貸業務の初期投資額として、事務手数料を含め総額90,939,686円(税込金額)を支出しているところ、上記ロ(ハ)Gのとおり、本件車両賃貸借各契約に基づく3年間の賃貸料の予定総額は [] (税込金額) であり、上記初期投資額を回収することはできない。

また、上記ロ(ハ)Dのとおり、SC社が取得する車両は、保存状態が良好なものではなく、塗装の劣化があったり、走行不可能な状態であったりするもので、中古車市場にも出回らないものであるところ、本件各車両も元々SC社の取得した車両であったことからすれば、SC社が取得した時

点での本件各車両の状態も、必ずしも良好なものではなく、中古車市場に出品されるものではないと考えられ、本件各車両に市場価値があったといえるかは疑問の余地がある。このことは、上記ロ(ハ)Hのとおり、本件車両賃貸借各契約の借借人であるS C社が、本件各車両を自動車関連のイベントの展示車として貸し出したことはなく、S C社のパンフレット用の写真の被写体や社内イベントに利用するにとどまり、本件各車両の用途は、一般的なクラシックカーとして想定される用途と比較しても限定的であったことから基礎付けられる。

そして、上記ロ(ハ)Hのとおり、S C社が本件各車両を賃借した目的は、本件各車両の部品を3Dプリンターで複製することにあつた。

これらを踏まえると、本件各車両が骨董的価値を有するクラシックカーであること、及び、借借人であるS C社の用途として、一般的な車両の用途である実走等以外の用途があり得ることを考慮しても、その賃借目的は特殊なものというべきであり、上記ロ(ハ)Cにおいて請求人が意図するように、S C社と同等以上の条件で本件各車両を他に賃貸できる相手方を探し出すことは容易ではないというべきである。

また、初期投資額の回収に関し、上記ロ(ハ)Cのとおり、請求人も、S C社以外の賃貸先が見つからない場合には本件各車両の売却を考えており、上記ロ(ハ)Hのとおり、S C社も本件各車両を走行可能な状態にしようとしていたことからすると、本件各車両の売却による初期投資額を回収する余地が一定程度あったといえる。しかしながら、上記ロ(ハ)Fのとおり、請求人が、現在に至るまで本件各車両の状態を実際に確認したという事情は認められないことからすれば、請求人が本件各車両の売却に向けた具体的な検討をしていたとはいえない。加えて、本件各車両の売却に関し、上記ロ(ハ)Cのとおり、請求人は、本件各車両の現物確認を経ない机上査定を取得しているが、上記のとおり、本件各車両は、S C社が取得した時点で、中古車市場に出品される程度のもではなく、市場価値があったといえるかは疑問の余地がある上、S C社による補修経過も明らかでないから、上記査定が本件各車両の売却可能な最低価格を保証するものであると評価することはできず、査定取得の点を踏まえても、初期投資額を回収することは

できない旨の上記判断は左右されない。

以上によれば、請求人は、本件車両賃貸業務によって本件各車両の初期投資額を回収することは困難である上、本件車両賃貸借各契約の期間満了後にその初期投資額を回収する具体的な計画があったとも認め難いことから、本件車両賃貸業務に営利性が認められるとはいえない。

B 継続性、反復性の有無について

請求人は、本件車両賃貸業務として、上記1(3)ロ(ロ)A及びBのとおり、令和2年から令和3年にかけて本件車両賃貸借各契約に基づき本件各車両を賃貸しており、また、初期投資額回収のためには同契約終了後も新たな賃貸等が不可欠であるから、継続性及び反復性が認められる。

C 自己の危険と計算による企画遂行性の有無について

上記ロ(イ)Bのとおり、請求人は、スムーズな個人事業経営により得られる利益と期間を検討して本件車両賃貸業務を始めるに至ったといえる。

しかしながら、上記A(B)のとおり、本件車両賃貸借各契約によって得られる賃貸料収入は初期投資額を下回り、請求人が本件各車両の売却に向けた具体的な検討をしていたとはいえないことからすれば、請求人は、本件車両賃貸業務の損益の見込みや初期投資額の回収可能性について、主体的に、また、具体的に検討せずに、上記ロ(ハ)BからFまでのとおり、LS社が投資家を募るために用意した、車両の購入とレンタルを一連の取引として行うよう組み合わせた上記ロ(ハ)Aの企画に応じたものというべきであり、本件各車両の賃貸先、賃貸期間や賃貸料等の本件車両賃貸業務の重要事項の決定に関与したものでないというべきである。

すなわち、請求人は、クラシックカーの値上がりを期待し、目当ての車両を取得するため、金額はともかく早期に車両を購入しようと、賃貸料等の検討は他者に任せて本件各車両を購入しており、本件各車両の実際の状態を踏まえた価値、LS社提示の本件各車両の購入金額の適正さ、本件車両賃貸業務から得られる収益、及び、初期投資額の回収方法について具体的に検討した上で本件各車両を購入した形跡が認められない。また、本件車両賃貸借各契約の締結後においても、請求人は、本件各車両の維持管理には特段関与せず、上記1(3)ロ(ロ)D(D)、(H)、(K)及び(L)のとおり、本件各車両全てを一括

賃貸して稼働リスクをS C社に転嫁し、その使用状況に関係なく、毎月定額の賃貸料収入を得ることができていた。

以上によれば、本件車両賃貸業務は、請求人が、上記1(3)ロ(㉓)D(J)の本件車両賃貸借各契約終了時における本件各車両の損傷リスクも含めた本件各車両の所有者としてのリスクや賃料回収に関するリスク、及び、上記1(3)ロ(㉓)D(I)のとおり、中途解約時における本件各車両の所有権喪失のリスクを負うとともに、上記1(3)ロ(㉓)D(E)のとおり、本件各車両の修理費用を負担するとしても、本件車両賃貸業務の開始前後を通じて企画及び遂行の大部分を他者に依存しており、自己の危険と計算により企画遂行したものとは認められない。

このほか、請求人は、自己の危険と計算による企画遂行性に関し、上記(イ)C(B)と同旨の主張をするが、本件車両賃貸業務についても、上記(イ)C(B)と同様の理由から、請求人の主張は採用できない。

D 精神的及び肉体的労力の程度について

請求人は、上記Cのとおり、本件車両賃貸業務に係る業務内容の決定及び本件各車両の維持管理にほとんど関与しておらず、請求人が費やした精神的及び肉体的労力の程度は低いというべきであり、本件各車両の売却という点を踏まえても、この点の判断は左右されない。

このほか、請求人は、その労力に関し、上記(イ)D(B)と同旨の主張をするが、本件車両賃貸業務についても、上記(イ)D(B)と同様の理由から、請求人の主張は、いずれも採用できない。

E 人的及び物的設備の有無について

請求人は、本件車両賃貸業務において、上記ロ(ハ)Iのとおり従業員を雇用していない上、請求人が主張するとおり本件車両賃貸業務の開始に当たって外部協力者からの協力を得ていたとしても、それはL S社の企画に応じるか否かの判断に際しての協力であって、業務遂行のための人的設備と評価することはできない。

なお、請求人は、上記ロ(ハ)Iのとおり本件各車両の保管場所の確保等をしておらず、また、上記1(3)ロ(㉓)Cのとおり請求人が本件各車両を所有しているとしても、本件車両賃貸業務から生じた所得が事業所得であることを基礎

付けるだけの物的設備が存在するとは認め難い。

これらのことから、請求人が特段の人的物的設備を有していたとは認められない。

F 当該経済的行為をなす資金の調達方法について

請求人は、上記ロ(ハ)Cのとおり、本件各勤務先からの報酬の蓄積を原資として本件各車両の購入代金を支出しており、特に借入れ等をせずに本件車両賃貸業務に要する資金を賄っているものと認められる。

G 職業、経歴及び社会的地位、生活状況について

請求人は、上記ロ(イ)Aのとおり、本件各年分において本件各勤務先の役員を務め、本件各勤務先から を超える報酬を得ていた。

他方、本件車両賃貸業務について、上記Aのとおり、初期投資額の回収が見込めないこと、上記(イ)G(A)のとおり、請求人の法人役員としての業務内容は重責を伴うと考えられること及び上記CからFまでの本件車両賃貸業務への従事の各態様も考慮すれば、請求人が、本件車両賃貸業務からの収入を、生計を支える重要な収入源として位置付けていたとは認め難いというべきである。

このほか、本件各勤務先の事業承継等に関する請求人の主張及び他に得ている収入との比較と本件通達との整合性に関する請求人の主張がいずれも採用できないことは、上記(イ)Gのとおりである。

H 相当程度の期間安定した収益を得られる可能性について

上記Aのとおり、本件車両賃貸借各契約に基づく賃貸借期間はいずれも3年間であり、上記1(4)イのとおり減価償却方法に定率法を採用し、償却率100%で各年分の償却期間に応じた金額を必要経費に計上した場合、会計処理上は当初1年間を除き黒字となるものの、上記Aのとおり、3年間という本件車両賃貸借各契約の賃貸料のみでは初期投資額の回収はできず、請求人も、初期投資額の回収手段として本件各車両の売却も考えていたから、相当程度の期間安定した収益を得られる可能性は認められない。

I 小括

以上において検討したところによれば、本件車両賃貸業務は、有償性、継続性及び反復性を有するものとは認められるが、その他の考慮要素に関する上記各検討結果からすると、本件車両賃貸業務が社会通念上事業であるとは

認め難く、本件車両賃貸業務から生じた所得が事業所得に該当するとは認められない。

(ハ) 本件LED賃貸業務について

A 営利性及び有償性の有無について

請求人は、上記ロ(ニ)A及びBのとおり、本件LED賃貸借各契約の契約期間である4年間で投下資金の[]が返ってくるというWS社の「LEDオーナー事業」に参加し、本件LED賃貸借各契約に基づき毎月一定額の賃貸料収入を得ており、上記4年間で請求人が得られる具体的な賃貸料の予定総額は、上記ロ(ニ)Gのとおり、初期投資額を上回るから、営利性及び有償性が認められる。

B 継続性、反復性の有無について

請求人は、本件LED賃貸業務として、上記1(3)ロ(ハ)AからDまでのとおり、令和2年から令和3年にかけて本件LED賃貸借各契約に基づき本件各LED照明管を賃貸しており、また、初期投資額の回収には本件LED賃貸借各契約の契約期間である4年間にわたって本件各LED照明管の賃貸が不可欠であるから、継続性、反復性が認められる。

C 自己の危険と計算による企画遂行性の有無について

上記ロ(イ)Bのとおり、請求人は、スムーズな個人事業経営により得られる利益と期間を検討して本件LED賃貸業務を始めるに至ったといえる。

しかしながら、本件LED賃貸業務は、上記ロ(ニ)Aのとおり、WS社がLED照明管の貸出先をHR社に固定して、LED照明管の購入対価を一括で全額損金処理することにより節税ができ、4年間で投資額の[]を回収できるという「LEDオーナー事業」として考案したものであり、上記ロ(ニ)BからDまでのとおり、販売単価、販売単位、賃貸先、賃貸期間及び賃貸料総額といった本件LED賃貸業務の重要な事項はWS社によって決められ、請求人は、より有利な条件を求めて交渉をすることもなく、WS社が考案して重要な点を決定した事業に自己の手持資金に見合う範囲で参加するという判断をしたにとどまり、上記重要な事項の決定に関与したものでもない。

また、上記ロ(ニ)Eのとおり、本件各LED照明管の調達はWS社が行い、納入先であるSS社への運搬もWS社の指示で販売元の事業者が行っており、

請求人は、総額約8,000万円もの高額な商品を仕入れる主体としての地位にありながら、本件各LED照明管の現物を確認せず、納品にも関与していない。加えて、上記ロ(ニ)Fのとおり、本件LED賃貸借各契約締結後においても、請求人は、本件各LED照明管の維持管理には特段関与せず、本件各LED照明管全てを一括賃貸して稼働リスクをHR社に転嫁し、その使用状況に関係なく、毎月定額の賃貸料収入を得ることができていた。

さらに、上記1(3)ロ(ハ)F(F)のとおり、HR社は、契約期間満了に伴う本件LED賃貸借各契約の終了に当たり、請求人に対し本件各LED照明管の買取りを請求できるところ、その価格は1本当たり1円と安価であること、上記1(3)ロ(ハ)F(A)のとおり、本件LED賃貸借各契約は更新が予定されていないことからすると、本件LED賃貸借各契約の契約期間が満了した場合、本件各LED照明管が再度の賃貸借の目的物となり得るだけの価値を有するとはいえないことからすれば、請求人には、本件LED賃貸借各契約終了後に次の賃貸先を探す必要性が生じるとも認められない。

以上によれば、本件LED賃貸業務は、請求人が、上記1(3)ロ(ハ)F(E)のとおり、中途解約時における解約手数料支払のリスクや賃料回収に関するリスク、及び、本件LED賃貸借各契約の期間満了後にHR社が本件各LED照明管を買い取らなかった場合における保有リスクを負うとしても、企画及び遂行の大部分を他者に依存しており、自己の危険と計算により企画遂行したものと認められない。

このほか、請求人は、自己の危険と計算による企画遂行性に関し、上記(イ)C(B)と同旨の主張をするが、本件LED賃貸業務についても、上記(イ)C(B)と同様の理由から、請求人の主張は採用できない。

D 精神的及び肉体的労力の程度について

請求人は、上記Cのとおり、本件LED賃貸業務に係る業務内容の決定及び本件各LED照明管の維持管理にほとんど関与しておらず、請求人が費やした精神的及び肉体的労力の程度は低いというべきである。

このほか、請求人は、その労力に関し、上記(イ)D(B)の①、②及び④と同旨の主張をするが、本件LED賃貸業務についても、上記(イ)D(B)と同様の理由から、請求人の主張は、いずれも採用できない。

E 人的及び物的設備の有無について

請求人は、本件LED賃貸業務において、上記ロ(ニ)Hのとおり従業員を雇用していない上、請求人が主張するとおり本件LED賃貸業務の開始に当たって外部協力者からの協力を得ていたとしても、それはWS社の企画に応じるか否かの判断に際しての協力であって、業務遂行のための人的設備と評価することはできない。

なお、請求人は、上記ロ(ニ)Hのとおり本件各LED照明管の保管場所の確保等をしておらず、また、上記1(3)ロ(ハ)Eのとおり請求人が本件各LED照明管を所有しているとしても、本件LED賃貸業務から生じた所得が事業所得であることを基礎付けるだけの物的設備が存在するとは認め難い。

これらのことから、請求人が特段の人的物的設備を有していたとは認められない。

F 当該経済的行為をなす資金の調達方法について

請求人は、上記ロ(ニ)Bのとおり、本件各勤務先からの報酬の蓄積を原資として本件各LED照明管の購入代金を支出しており、特に借入れ等をせず本件LED賃貸業務に要する資金を賄っているものと認められる。

G 職業、経歴及び社会的地位、生活状況について

請求人は、上記ロ(イ)Aのとおり、本件各年分において、本件各勤務先の役員を務め、本件各勤務先から [] を超える報酬を得ていた。

他方、本件LED賃貸業務について、4年間で見込まれる利益は初期投資額の [] である約 [] 程度であり、1年当たりでは約 [] 程度と、初期投資額からすれば必ずしも高額とはいえない利益であること、上記(イ)G(A)のとおり、請求人の法人役員としての業務内容は重責を伴うと考えられること、及び、上記CからFまでの本件LED賃貸業務への従事の各態様も考慮すれば、請求人が、本件LED賃貸業務からの収入を、生計を支える重要な収入源として位置付けていたとは認め難いというべきである。

このほか、本件各勤務先の事業承継等に関する請求人の主張及び他に得ている収入との比較と本件通達との整合性に関する請求人の主張がいずれも採用できないことは、上記(イ)Gのとおりである。

H 相当程度の期間安定した収益を得られる可能性について

上記Aのとおり、本件LED貸貸業務は、4年間で投下資金の[]が返ってくるものであり、請求人はそのような利益が生じることを前提とした貸貸料収入を毎月得ていたから、本件LED貸貸業務には、相当程度の期間安定した収益を得られる可能性があるとして認められる。

I 小括

以上において検討したところによれば、本件LED貸貸業務は、営利性、有償性、継続性、反復性を有し、相当程度の期間安定した収益を得られる可能性が認められるが、その他の考慮要素に関する上記各検討結果からすると、本件LED貸貸業務が社会通念上事業であるとは認め難く、本件LED貸貸業務から生じた所得が事業所得に該当するとは認められない。

(二) 請求人のその他の主張について

請求人は、LS社の提案により本件足場貸貸業務及び本件車両貸貸業務と同様の業務を行う者並びにWS社の提案により本件LED貸貸業務と同様の業務を行う者のいずれも当該各業務の事業性を否定されていないから、社会通念上、本件各貸貸業務は事業というべきであり、税負担の公平の観点からも、本件各貸貸業務の事業性を否認するとの結論は不合理である旨主張する。

しかしながら、他の納税者が営む同種の業務の事業性が否定されていないとしても、そのような業務の具体的な事実関係は証拠上明らかではなく、仮に同種の業務の事業性が認められていた事例があったとしても、そのことを根拠に本件各貸貸業務が社会通念上事業であるということとはできない。また、上記イのとおり、事業所得該当性は、諸要素を踏まえて個別具体的に判断されるものであるから、一見して同種に見える他の業務の事業所得該当性の判断と本件各貸貸業務の事業所得該当性の判断が必ずしも同一になるとは限らない以上、税負担の不公平が生じるとの結論が導き出されるものでもない。

したがって、請求人の上記主張は採用できない。

(ホ) まとめ

以上のとおり、本件各貸貸業務から生じる所得は、事業所得に該当せず、また、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しないことから、雑所得に該当する。

(2) 争点2 (本件各申告が過少申告となったことについて、通則法第65条第4項第1号

に規定する「正当な理由があると認められる」場合に該当するか否か。) について

イ 法令解釈

過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対し課されるものであり、これによって、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。

通則法第65条第4項第1号は、修正申告書の提出又は更正に基づき納付すべき税額に対して課される過少申告加算税につき、その納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、その事実に対応する部分についてはこれを課さないこととしているが、過少申告加算税の上記の趣旨に照らせば、同号に規定する「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である(最高裁平成18年4月25日第三小法廷判決・民集60巻4号1728頁参照)。

ロ 検討及び請求人の主張について

請求人は、通則法第65条第4項第1号所定の「正当な理由があると認められる」ことの根拠として、上記3(2)の「請求人」欄のとおり、原処分庁が事業所得該当性の判断に用いた基準は投機的性格の強い経済的活動における事業所得の判断においてのみ用いられるものであること、当該基準は最高裁判例では是認された基準でもないことから、本件において当該基準を用いて事業所得該当性が判断されることは従前の法令解釈を逸脱しており、請求人において予測不可能であることを主張する。

しかしながら、上記(1)イに示した具体的判断要素が昭和56年最高裁判決その他従前の法令解釈を逸脱するものでないことは、上記(1)ハ柱書のとおりであり、本件各賃貸業務から生じた所得の事業所得該当性の判断に当たり、これらの判断要素を踏まえた検討がなされることが請求人において予測不可能であったとまでは認められないから、真に請求人の責めに帰することのできない客観的な事情があ

るとも、過少申告加算税の趣旨に照らして、請求人に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合に当たるとも認められない。

したがって、本件各申告が過少申告となったことについて、通則法第65条第4項第1号に規定する「正当な理由があると認められる」場合には該当せず、これに反する請求人の主張には理由がない。

(3) 本件各更正処分の適法性について

上記(1)ハ(ホ)のとおり、本件各賃貸業務から生じた所得は雑所得に該当するから、これに基づき請求人の本件各年分の所得金額及び納付すべき税額を計算すると、いずれも本件各更正処分の金額と同額であると認められる。

また、本件各更正処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

したがって、本件各更正処分はいずれも適法である。

(4) 本件各賦課決定処分の適法性について

上記(3)のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であり、上記(2)ロのとおり、本件各申告が過少申告となったことについて、「正当な理由があると認められる」場合に該当するとは認められない。そして、当審判所において本件各年分の所得税等に係る過少申告加算税の額を計算すると、いずれも本件各賦課決定処分の金額と同額であると認められる。

したがって、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

(5) 結論

よって、審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

別表1 本件車両売買各契約（抜粋）

（単位：円）

順 号	契 約 年 月 日	車 種	年 式	購入価額 (税込金額)	事務手数料 (税込金額)
車両1	令和2年3月26日	マセラティ ボーラ	1974年	19,250,000	440,000
車両2	令和2年3月26日	フェラーリ246GT DINO	1971年	39,462,500	880,000
車両3	令和3年2月20日	フェラーリ 512B B	1981年	30,006,977	900,209
合 計				88,719,477	2,220,209

別表2 本件車両賃貸借各契約（抜粋）

（単位：円）

順 号	契 約 年 月 日	賃 貸 借 期 間	月額賃貸料 (税込金額)
車両1	令和2年3月26日	令和2年4月1日から3年間	
車両2	令和2年3月26日	令和2年4月1日から3年間	
車両3	令和3年2月20日	令和3年3月1日から3年間	
合 計			

別表3 本件LED売買各契約（抜粋）

（単位：円）

順 号	契 約 年 月 日	品 名	数 量	金 額 (税込金額)
LED1	令和2年11月25日	蛍光管40W代替用LED照明管	2,000本	8,800,000
LED2	令和3年4月20日	蛍光管40W代替用LED照明管	7,500本	33,000,000
LED3	令和3年10月8日	蛍光管40W代替用LED照明管	6,250本	27,500,000
LED4	令和3年11月10日	蛍光管40W代替用LED照明管	2,500本	11,000,000
合 計			18,250本	80,300,000

別表4 本件LED賃貸借各契約（抜粋）

（単位：円）

順 号	契 約 年 月 日	賃 貸 借 期 間	月 額 賃 貸 料 （ 税 込 金 額 ）
LED1	令和2年11月25日	納 入 日 か ら 4 年 間	
LED2	令和3年3月12日	令和3年4月20日から4年間	
LED3	令和3年10月8日	令和3年10月8日から4年間	
LED4	令和3年11月10日	令和3年11月10日から4年間	
合 計			

（注）「月額賃貸料（税込金額）」欄の括弧書きは、本件LED賃貸借各契約において、1回目の賃貸料が別途定められている場合の1回目の賃貸料である。

別表5 審査請求に至る経緯

(単位：円)

項目		区分	確定申告	修正申告	更正処分等	
令和元年分	年 月 日 等		法定申告期限内	令和4年6月24日	令和4年7月7日	
	総 所 得 金 額					
	内	事業所得の金額				
		不動産所得の金額				
		給与所得の金額				
		雑所得の金額				
		訳 総合長期譲渡所得の金額				
	上場株式等の譲渡所得の金額					
	上場株式等の配当等所得の金額					
	納付すべき税額					
	過少申告加算税の額					
	翌年へ繰り越す上場株式等に係る譲渡損失の金額					
令和2年分	年 月 日 等		法定申告期限内	令和4年6月24日	令和4年7月7日	
	総 所 得 金 額					
	内	事業所得の金額				
		不動産所得の金額				
		給与所得の金額				
		訳 雑所得の金額				
	上場株式等の譲渡所得の金額					
	納付すべき税額					
	過少申告加算税の額					
	本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額					

項目		区分	確定申告	修正申告	更正処分等	
令和3年分	年 月 日 等		法定申告期限内		令和4年7月7日	
	総 所 得 金 額		[REDACTED]		[REDACTED]	
	内	事業所得の金額		[REDACTED]		[REDACTED]
		不動産所得の金額		[REDACTED]		[REDACTED]
		給与所得の金額		[REDACTED]		[REDACTED]
		雑所得の金額		[REDACTED]		[REDACTED]
	納付すべき税額		[REDACTED]		[REDACTED]	
過少申告加算税の額		[REDACTED]		[REDACTED]		

- (注) 1 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
- 2 [REDACTED]
 [REDACTED]
- 3 「総合長期譲渡所得の金額」欄の金額は、所得税法第22条第2項第2号の規定による2分の1に相当する金額である。

別表6 本件各決算書の内容

(単位：円)

項目		年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分
売 上 金 額			[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
必 要 経 費	接 待 交 際 費		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	損 害 保 険 料		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	消 耗 品 費		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	減 価 償 却 費		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	支 払 手 数 料		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	合 計		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
差 引 金 額			[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
青色申告特別控除額			[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
所 得 金 額			[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

(注) [REDACTED]

別表7 本件各勤務先からの給与収入

(単位：円)

勤務先 \ 年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
合 計	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]